

## 道路計画に関する意見交換会(B 路線) 記録

日 時 令和 8 年 2 月 15 日(日) 13 時 30 分から 14 時 30 分

場 所 荒川区立生涯学習センター 第一会議室

出席者 地元住民:9 名

### 意見の概要と意見に対する区の考え方

No.	意見区分	意見の概要	意見に対する区の回答・考え方
1	地区計画の施行時期について	地区計画が施行されるのは何年後か。	・令和 9 年の 3 月(令和 8 年度)に地区計画の決定を目指しています。
2		令和 8 年度中(地区計画の策定前)に建替えれば壁面後退のルールは適用されないということか。	・策定前では、そのようになります。
3	道路拡幅の進め方について	残地について条件が合えば区が買い取ると説明があったが、敷地面積等の具体的な条件を教えて欲しい。	・土地の取得目的によって条件が異なるため、一概には言えません。例えば、防災スポットを目的として取得する場合は、約 30 m <sup>2</sup> 以上の土地が対象となります。
4		今後 30 年、40 年は建替えないという方がいた場合、区としては待つというスタンスか。	・区として建替えや後退を強制することはありません。ただし、声かけ等をさせていただき、それぞれの建替え等に関する事情を踏まえながら、丁寧に進めていきます。